



前期基本計画

— 小平市第三次長期総合計画・前期基本計画 —

○花小金井駅北口付近

昔（昭和57年頃）



現在（平成18年3月）



○青梅街道と鎌倉街道の交差点付近

昔（昭和58年頃）



現在（平成16年11月）



前期基本計画

— 小平市第三次長期総合計画・前期基本計画 —

総論

第1章 「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」をめざして

● 第1節 将来都市像の実現に向けて

21世紀に入った今、私たちはまた新たな時代に向かって進んでいます。

世の中の変化が増し、価値観もさらに多様化しているなかで、さまざまな世代の、さまざまな立場の、さまざまな生活をより豊かにし、より実り多いものにしていくことが大切なことです。

「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」は、そのようなこれからのこだいらを象徴している将来都市像です。そしてそれを実現するためのコンセプトが「元気」であり、いま私たちが最も必要としているもののひとつです。私たち一人ひとりが元気になりより大きな希望を持つことにより、自立した活力のある私たちのまちが生まれます。

この前期基本計画では、この「元気」をもとに、私たちの「くらし」「自然」「ひと」「まち」「都市経営」の5つの分野を、よりすばらしいものにしていくことをめざしています。つまり「くらし」のなかでは、安全・安心でほんわかとするまをめざし、「自然」のなかでは、快適で、ほんわかとするまをめざし、「ひと」のなかでは、健康で、はつらつとしたまをめざし、「まち」のなかでは、住みやすく、希望のあるまをめざし、「都市経営」のなかでは、健全で、進化するまをめざしていきます。

そしてこの5つの分野が実現することによって、今の私たちの生活がさらに次世代に引き継がれ、さらに大きく進化していくこととなりますが、このすばらしいこだいらの「地」を、私たちがふるさととして、希望をもって笑顔で住み続けていくことが、さらにその先の明日への活力となっていきます。そして私たち自身が一步一步進んでいくことが、15年先のこだいらの将来都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」に近づき、その実現につながっていきます。



● 第2節 基本計画の名称と目的

小平市第三次長期総合計画・前期基本計画（以下「前期基本計画」といいます。）は、こだいら21世紀構想に示されたこだいらの将来都市像を実現するために、平成18年度から10年間の小平市における都市経営の基本的な方向性を明らかにすることを目的としています。

● 第3節 前期基本計画の役割

この前期基本計画の役割は、こだいら21世紀構想に掲げたこだいらの新しい将来像を具体化するために、小平市が実施していく主な施策の内容を定めるものです。

またそれと同時に、行政計画として市の計画的な行政運営を実現していくための指針であり、まちづくりのための予定される計画事業を広く公表するとともに、この行政計画によって国や東京都に市の考え方や姿勢をアピ

ールする役割も持ち合わせています。

その内容については、各分野における現状、課題、基本方針を踏まえ、施設事業（ハード事業）、非施設事業（ソフト事業）について、平成18年度から10年間の市全体の基本となる行政計画として定めるものです。

なお、この前期基本計画にある予定される事業の具体化については、この計画にもとづき別に策定をされる3年間の実施計画で具体的に明らかにしていくものとします。



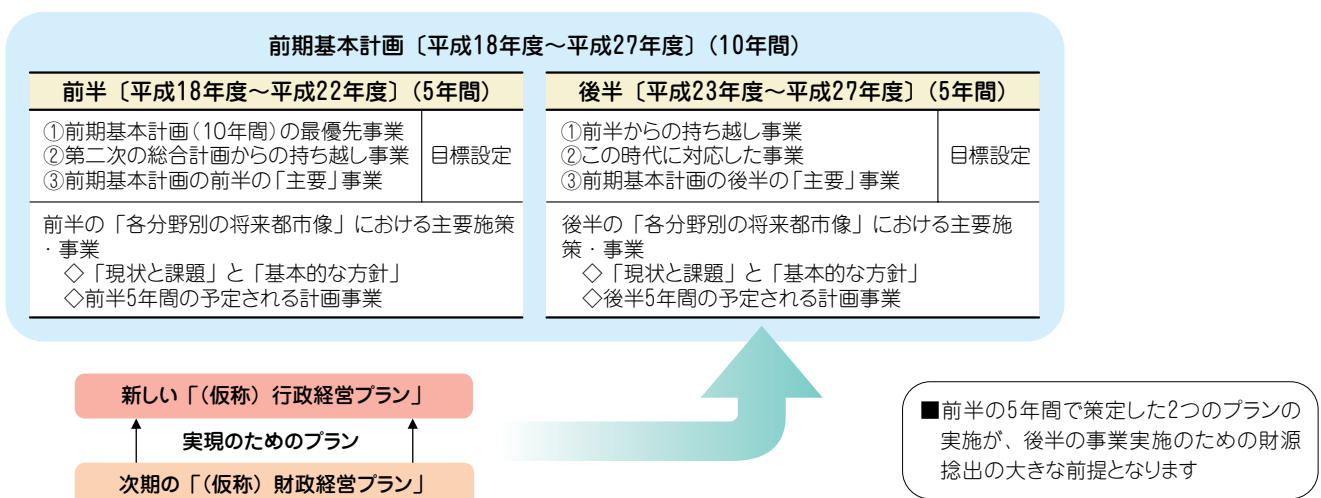
● 第4節 前期基本計画の期間

この前期基本計画は、平成18年度（2006年度）を初年度とし、平成27年度（2015年度）を目標年度とします。

なお、今後の社会経済状況が不透明で大胆な社会構造の変化も予想されることから、10年間の計画期間を前半5年間と後半5年間に分け、前半5年間はあらかじめ想定される事業については、着実な事業執行をめざし計画の担保性を高めることとし、後半5年間は自治体を取り巻く財政状況が極めて不透明なか、大胆な構造的改革を進め必要な財源の捻出を図り、生み出された財源にもとづき事業執行を進めていくこととします。

小平市第三次長期総合計画・前期基本計画の基本的なしくみ

こだいら21世紀構想 — 小平市第三次長期総合計画基本構想 — [平成18年度～平成32年度] (15年間)



● 第5節 前期基本計画の前提条件

前期基本計画を策定するにあたっての一定の基本的なフレーム（枠組み）、いわゆる「前提条件」については概ね次のとおりですが、引き続き社会経済情勢や地方自治制度をめぐる変化等については、今後、一層注視をしていく必要があります。

1 現行の地方自治制度の存続

- 現行の地方行政制度、いわゆる都道府県及び市町村制度が存続していることとします。
- 今後も全国的には市町村合併が促進されるとしても、現在の小平市の区域及び自治権が存続していることとします。
- 現行の税制度や地方交付税制度をはじめとする、現在の地方財政制度が基本的に存続していることとします。

2 経済状況の現状維持

- 日本経済は依然として先行きに対する閉塞感や不透明感が漂っていますが、ここに来て若干の回復基調にあり、国内の経済情勢は一定の安定のうちに推移していることとします。
- 市内の大規模企業が継続的に立地し、税収入及び雇用環境等が基本的に維持されていることとします。

3 国内政治・社会構造システムの継続

- 国内の政治環境に大きな変化がなく、一定の安定が維持されていることとします。
- 義務教育制度をはじめ、国内の教育制度の大幅な変更がないこととします。
- 地方分権の進展による事務・権限委譲が一層促進されていることとします。

4 人口・財政予測における基本的なフレーム

- 将来人口や市の財政環境を予測するなかで必要な行政サービスを計画的に展開することが不可欠であることから、基本的には、一定期間における人口推計及び財政推計を行い基本的な枠（フレーム）を設定するなかで、計画を策定することとします。

● 第6節 前期基本計画の位置づけ（関連計画との関係）

平成に入ってまもなくバブル経済*の崩壊を受け世の中が低成長期に入り、自治体の置かれている状況も、経済活動の停滞による税収の減、社会全体の人口構成の変化、また国や地方の厳しい財政状況を打破するための構造的な改革など、かつて経験したことのない状況となっています。また身近なところでこれからの10年を見ると、確実に少子高齢化が進みそれにとまなう社会保障の増大、また健康被害や廃棄物・温暖化等の地球規模の環境悪化や、また安全を脅かすような地域環境の変化など、いくつもの懸念される状況があります。また一方では社会の進化するスピードが一層速くなり、情報技術や科学技術の進歩で日常生活はより快適で便利なものになり、また生活レベルの向上とともに医療技術の進歩により今後も長寿が維持されていくものと思われま

前期基本計画はこのような社会背景を踏まえ、新しい基本構想である、「こだいら21世紀構想」にもとづき策定されていますが、以下の関連計画も視野に入れて策定されています。

*バブル経済…急速な円高によって生まれた資金により急激な土地や株価などの価格上昇が生じた、昭和60年（1985年）当初から平成元年（1989年）当時の経済状況のこと。

1 21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年3月31日閣議決定）

国が策定する超長期の国土開発・社会資本の整備計画で、第四次全国総合開発計画（四全総）を受けてスタートした計画で、「一極一軸型から多軸型国土構造へ」を構想とし、基本目標に「多軸型国土構造形成をめざす『21世紀の国土のグランドデザイン*』実現の基礎を築く」ことを掲げ、地域の選択と責任に基づく地域づくりを重視していくこととしています。このグランドデザインのなかで東京圏においては、「東京都区部と業務核都市等の機能分担と連携を進め、ネットワーク*型の地域構造への転換を図るとともに、環境と調和し、豊かな生活と文化を育む良好な居住環境を形成する」としています。

この「21世紀の国土のグランドデザイン」については、目標年次が平成22年から27年（2010年から2015年）と設定されていますが、現在、国において、低成長・人口減少時代に対応し、地域の実情も視野に入れた計画全体の見直しが検討されています。

2 東京構想2000—千客万来の世界都市をめざして—（平成12年12月策定）

50年先を展望した東京の望ましい将来像を描き、その実現に向けた取組みの全体像を明らかにし、それらをもとに活力と魅力にあふれ、人、もの、情報等が交流する21世紀の東京の実現をめざすものとしています。そしてその実現に向けて「誰もが創造力を発揮できる東京」「都民が安心して生活できる東京」「先駆的なメッセージを発信できる東京」を基本目標にして、都民、企業、区市町村、国などに対してその参加と協力を求め実現していくこととしています。対象期間は概ね15年間（平成13年度〈2001年度〉から平成27年度〈2015年度〉）としています。より長期的な観点も視野に入れています。

また小平市については、「多摩東部エリア」として、「武蔵野の緑や農地に囲まれ、適度な大きさの中心市街地を有するまちで活発なまちづくりが展開されていく」エリアに位置づけられています。



3 多摩の将来像2001—活力と魅力にあふれた多摩の創造—（平成13年8月策定）

今後の多摩地域の発展を見据えその振興を図るために、「自立と連携」の多摩づくりを基本理念に、15年後の多摩の姿として「活力と魅力にあふれた多摩の創造」をめざし、東京都をはじめ、市町村や住民、民間企業など、地域を構成するみなさんが連携・協働して実現していくものです。そのなかで多摩の将来像の2つのグランドデザインとして、「東京の活力の一翼を担う多摩」「全国に誇れる多摩の生活と魅力」を描いています。対象期間は概ね15年間（平成13年度〈2001年度〉から平成27年度〈2015年度〉）としています。

小平市については、「多摩東部エリア」として、「東京構想2000」と同じ内容で位置づけられています。

さらに、平成15年3月にその将来像の一層の具体化を図るための「多摩アクションプログラム」、また平成17年1月には東京都が多摩振興として重点的に取り組む基本施策を明らかにした「多摩リーディングプロジェクト*—明日の多摩を拓く—」が策定され、多摩の活力と魅力の向上に取り組んでいます。



*グランドデザイン…比較的長い期間で、総括的に規模や方向性について示す計画。

*ネットワーク…人や施設、情報など様々な要素がつながりを持っている状態、組み合わせ。

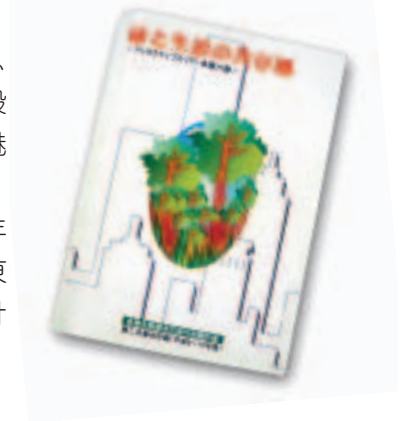
*リーディングプロジェクト…計画を推進するための先導的な取り組み。

4 多摩北部都市広域行政圏計画第二次基本計画（平成8年3月策定）

平成7年度に目標年度を迎えた「第一次基本計画」を受けて、多摩北部都市広域行政圏協議会を構成する小平市、東村山市、旧田無市、旧保谷市、清瀬市、東久留米市が、共通する課題である都市基盤整備や生活環境整備、「武蔵野」に代表される自然や農地のある風景を大切にしたいという思いを込めて、圏域づくりや地域コミュニティの確立、地域医療や地域福祉の充実、防災体制の強化などについて、経済環境の変化、技術革新の進展、国際化や情報化、価値観の多様化、人口の高齢化や少子化など社会潮流や住民ニーズなどを踏まえ、広域的な連携により効率的な行政を実現していくために策定された計画です。

小平市も構成市のひとつとして、市街地や鉄道駅周辺、幹線道路の整備、また公園や緑道の整備、リサイクル施設、障がい者福祉施設、生涯学習施設やスポーツ施設など各施設の整備を進め、構成市と連携した利便性の高い魅力ある都市の実現を進めています。

なお、この多摩北部都市広域行政圏計画については、平成17年度に目標年次を迎えることから、現在、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市（旧田無市、旧保谷市）の構成市5市において、次期の新たな行政圏計画の策定が進められています。



● 第7節 今までの長期総合計画の達成状況

小平市の長期総合計画は昭和46年度からスタートし、第1期が長期総合計画として昭和46年度から昭和60年度まで、第2期が新長期総合計画として昭和61年度から平成17年度まで実施されてきました。各計画期間の達成状況については、第1期目の長期総合計画の達成状況は第2期目の現在の長期総合計画策定時に引き継がれていますが、ここで新たに第3期の第三次長期総合計画をスタートさせるにあたり、第2期の新長期総合計画の事業の達成状況についてまとめました。

なお、新長期総合計画のうち前半10年間の前期基本計画における事業の達成状況については、後期基本計画策定時に示していますので、ここでは後半10年間の後期基本計画での事業の達成状況について以下のとおり示します。

1 全体の達成状況

後期基本計画の計画策定時は、バブル経済崩壊後の景気が急速に落ち込み市の財政状況もたいへん厳しい状況でしたので、計画のなかでの予定される事業についても必要最小限の実施可能なもののみを計画した経過があり、全体の事業の達成状況についてはほぼ9割が達成されました。

① コミュニティ・文化・教育

地域の核となる新たな地域センターの開設や、子どもや高齢者のための地域センターの新たな活用を図りました。また新たな教育環境に対応するため小平第六小学校の改築を行い、ま



た各学校での耐震補強工事等を行いました。また図書館や公民館の開設や公民館の建替えを行い生涯学習や地域コミュニティの充実を図り、さらにはテニスコートやグラウンドの開設を行いスポーツ・レクリエーションの振興を図りました。また遺跡資料館の建替えや文化施設の改修等を行うとともに、江藤俊哉ヴァイオリン・コンクールを実施し、広く文化に接する機会の拡大に努めました。また当初の計画では予定していなかったものとして、小平元気村おがわ東の開設を行いました。



② 一居住環境整備一

市民の憩いの場となる公園や緑地の取得に努めるとともに、玉川上水を中心とする小平グリーンロードの整備を行い、また観光資源としての活性化を図るために季節ごとのイベントを展開し多くの集客に努めました。またグラウンドを兼ねた防災広場の開設や災害時の他自治体との相互支援体制の強化、消防団拠点施設や消防設備の整備・充実を図りました。また環境基本計画の策定や環境学習の充実を図るとともに、ごみ処理基本計画を策定し、ペットボトル再資源化施設やリプレこだいらを開設し、資源の発生抑制やリサイクルに努めました。さらには駅前の自転車対策として自転車駐車場の開設や、雨水排水対策として分流地区の雨水幹線の整備を進めました。

③ 一保健福祉・産業振興一

福祉のまちづくり条例を制定するとともに、鉄道駅へのエスカレーターやエレベーターの設置を進めました。また介護を必要とする高齢者のための在宅介護支援センター、さわやか館、デイサービスセンターの開設や、特別養護老人ホームの開設を行いました。さらに子ども家庭支援センターや児童館、ふれあい広場の開設、子育て相談の実施など子育て環境の充実を図りました。また保育園の建替えや延長保育・零歳児保育など保育サービスの充実を図るとともに、学童クラブ室の開設・建替えなど放課後の子どもの居場所の確保に努めました。また各種健康診査や健康相談により健康増進を進めるとともに、あおぞら福祉センターの開設を行い、障がい者の在宅福祉の充実に努めました。また都市農業に対する支援や商工業の活性化に対しての支援を展開しました。また当初の計画では予定していなかったものとして、青少年センターの開設を行いました。

④ 一都市基盤整備一

都市計画マスタープランを策定するとともに、小川西町の土地区画整理事業や花小金井駅南口の開設と駅前広場の整備、花小金井駅北口地区の市街地整備など、都市基盤整備の推進を図りました。また小川西町地区内や花小金井駅南地区の都市計画道路の整備や、市道の改良、さらには歩道の段差解消などのバリアフリー*化を進め快適歩道の実現を進めました。また当初の計画では予定していなかったものとして、コミュニティバスの試行運行を開始しました。

*バリアフリー…障壁（バリア）を除いた高齢者や障がい者にとってやさしい空間。

2 計画の推進体制

以上4つの分野におけるさまざまな事業展開については、市民の市政への積極的な参加とともに、市として各分野の計画事業がスムーズに進められるように市内部の組織体制や事務改善を図り、効果的で効率的な行政運営を進める努力をしてきました。また市民サービスの向上として証明書自動交付機の設置や市のホームページの開設、男女共同参画機会の拡大、さらには行財政改革の推進や組織のスリム化、業務における情報技術の推進などに積極的に取り組みました。また当初の計画では予定していなかったものとして、男女共同参画センターの開設や電子申請サービスを開始しました。



第8節 前期基本計画の基本的な構成

1 新しい計画の体系で

この前期基本計画は、将来都市像の実現に向けて、計画の目的や役割、計画の期間、計画の前提条件、前基本計画の達成状況、計画での基本指標、計画を実行するうえでの基本的な視点までを「総論」部分とし、前期10年間の分野別・項目別の事業計画と、それらを実現するための地方自治のあり方や健全な行財政運営への取り組みまでを「各論」部分として構成しています。

2 「各論」の構成

「各論」部分については、「施策の体系」、「動向（現状）と課題」、「本計画における基本方針」、「予定される計画事業」等によって構成されています。

「**施策の体系**」は、新しい基本構想の施策の体系から続く、前期基本計画の施策の体系であり、分野のなかでその項目がどこに位置するかを示しています。

「**動向（現状）と課題**」は、こだいら21世紀構想のなかで示された実現すべき各施策について、国や東京都、小平市を取り巻く状況や市民の意識変化、またそれに対する問題点や解決すべき課題を示しています。

「**本計画における基本方針**」は、各項目の現状を認識し課題を解決するために、前期基本計画の期間内に実現していく施策展開のための基本的な方向を示しています。

「**予定される計画事業**」は、計画期間内に実際に実施すべき事業計画を施設事業と非施設事業に分け、さらに各事業については、実施期間の10年間をさらに前半5年間と後半5年間に分けて示しています。また目標設定として各項目から1事業を、現時点において、期間内に実施すべき事業のなかで事業評価につなげていくもののひとつとして想定し、今後、目標値を設定し事後評価をしていくものとして示しています。

3 今までの継続性に新たな視点を

このように前期基本計画は、現在の自治体を取り巻く状況や今後到来するであろう自治体の状況を予測し、新たな視点を取り入れるなかで各分野や項目を構成し、項目についてもその内容を工夫しています。また図表やグラフについても、基礎データとともにタイムリーなものを盛り込みわかりやすい内容にするとともに、引き続きその推移が必要なものについては、継続性に配慮し時代の変化がわかるようにしました。

第9節 前期基本計画の基本指標

1 人口

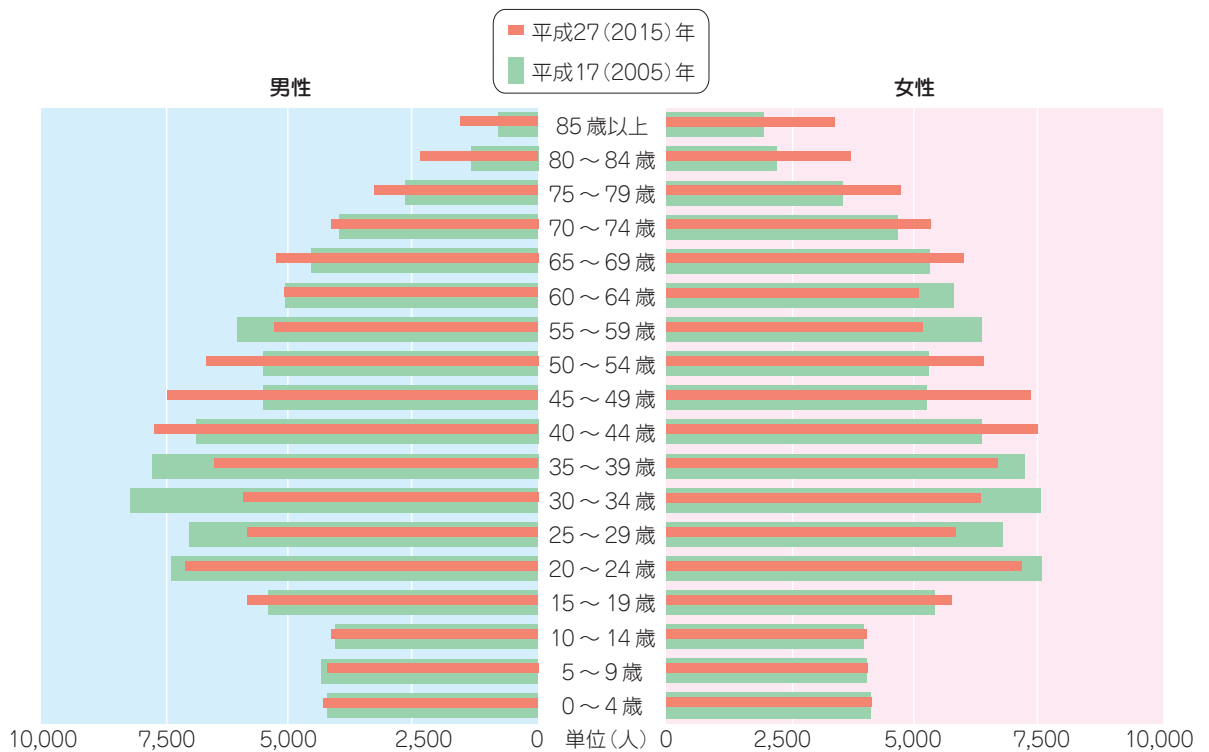
こだいら21世紀構想の目標年次である平成32年度（2020年度）の人口は、19万2,000人を想定していますが、前期基本計画の目標年度である10年後、平成27年度（2015年度）における小平市の人口は、約19万500人と予想しています。

基本的指標

区分	単位	平成17(2005)年 (推計値)	平成27(2015)年 (目標年)
総人口	人	183,570 (100.0%)	190,564 (100.0%)
14歳以下 (年少人口)		24,724 (13.5%)	24,823 (13.0%)
15～64歳 (生産年齢人口)		127,854 (69.6%)	126,127 (66.2%)
65歳以上		30,992 (16.9%)	39,614 (20.8%)
人口密度	人/km ²	8,972	9,314

* 「小平市の将来人口」より（国勢調査に基づく各年10月1日の推計値による）

平成17年人口（推計値）と平成27年人口（推計値）の比較



2 財政

前期基本計画の計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年ですが、今後10年間の社会経済状況は極めて不確実な状況があり、市の財政においても極めて不透明な状況が予測されます。

財政推計については、事業実施にあたり10年間の計画期間を前半5年と後半5年に分けたことと同様に、予測可能な平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの前半5年間とし、後半5年間については、行財政改革の着実な実施を前提に財源の確保を図るなかで、後年度において推計を行うこととします。

財政推計（一般会計）（単位：億円）

区分	前半(5年間)		後半(5年間)
	平成18(2006)年度 ～ 平成22(2010)年度		
歳入	一般財源		1,757
	特定財源	国庫支出金	271
		都支出金	237
		地方債	42
		その他	138
計		2,445	
歳出	義務的経費		1,262
	投資的経費など*		121
	その他		1,062
	計		2,445

後半5年間の財政推計は前半5年間のなかで行うこととします。

*投資的経費を含む計画事業費

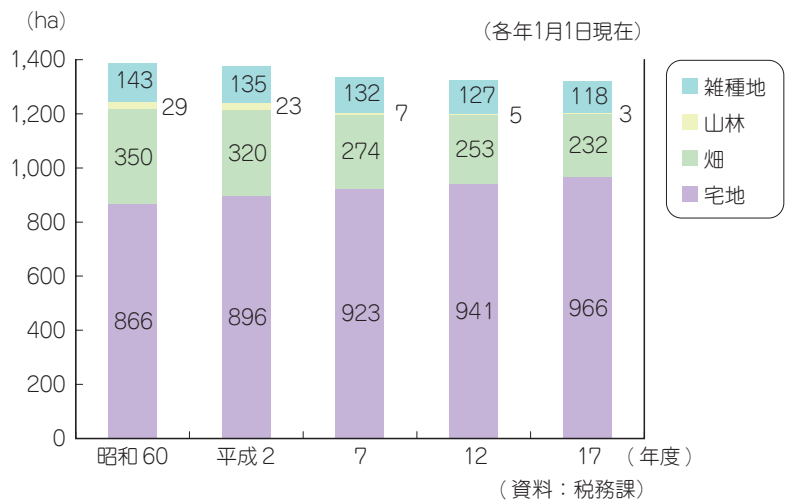
（資料：財政課）

3 土地利用

(1) 土地利用の動向

小平市の土地利用は、かつての人口急増期にあわせての宅地開発のあと、バブル経済期にさらに宅地開発が進み一戸建てやマンションの建設が続きましたが、その後はやや落ち着きを見せ、今また企業所有地などの売却による宅地化が進んでいます。今後も小平市は農地等の宅地化が徐々に進むなかで、大都市近郊のベッドタウンとしての機能を引続き維持していくと予測されます。

市内の地目別土地面積の推移



(2) 土地利用計画

土地利用については、平成11年度（1999年度）策定の「小平市都市計画マスタープラン」にもとづき、生活圏域での中心地となる市内及び隣接の駅を中心に、多核連環都市構造による核の形成を進めることとし、商業・業務機能の強化、文化機能の整備、公共交通機能の整備などを進め、拠点としての強化を図っていきます。そして、商業地、住宅地、工業地、幹線道路沿道、生産緑地などの土地利用方針を定め、さらに、道路交通ネットワーク、防災まちづくり、水と緑と公園、住宅・住環境、都市アメニティ*形成の5つの視点から、それぞれの整備方針を定め良好なまちづくりの実現をめざします。

また都市計画については、現在まで必要に応じて進めてきた用途地域の変更、高度地区の変更、防火・準防火地域の変更、生産緑地地区の変更、都市計画緑地の決定、地区計画の決定、組合施行による土地区画整理事業などを踏まえて、さらに良好な住環境をめざします。

なお、土地の用途別利用計画は以下のとおりです。

*アメニティ…都市や住宅などの生活環境の快適さ。

①商業地

駅周辺の商業地は、日常生活に必要な店舗、市民生活との密着、魅力や活気、文化的な雰囲気、緑との共存など、それぞれの駅が持つ周辺の地域特性を活かした商業エリアとしての形成をめざすとともに、その他の商業地については、主に幹線道路沿いで車の利用に配慮し市民生活に密着した沿道サービス型商業の立地をめざします。

②住宅地

ゆとりのある敷地や市街地内のオープンスペース*を確保し、また既存住宅地の外からの進入交通を抑制するとともに、中高層住宅などの混在による日当たりやプライバシーに配慮するなど、良好な住宅環境の形成をめざします。

③工業地

工業地や住宅地との混在がみられる幹線道路沿いの利便性の高い地域などは、住宅等の立地を抑制しつつ工業的土地利用への推進をめざします。また、まちの活性化や発展を進めるために、周辺地域の環境に配慮しながら大規模工場などの立地を維持し、調和を保ちながら地域への融合を進めます。

④幹線道路の沿道

主要幹線道路の沿道については、背後に隣接する住宅地への騒音等の環境保護に努め、沿道サービス型の土地利用を誘導します。また他の幹線道路の沿道についても、騒音等による環境に配慮し緩衝性の高い建物による市街化を誘導し、隣接地域の住環境に配慮した沿道サービス施設や商業・業務施設の立地を誘導します。

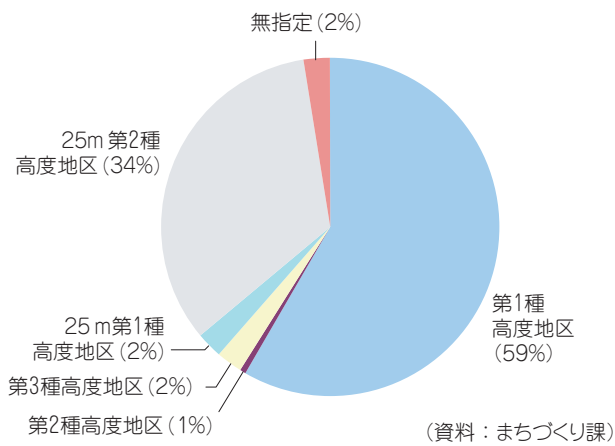
⑤生産緑地

生産緑地は農地として都市における緑地機能の維持としての大きな役割を担うとともに、一方では災害時におけるオープンスペースや農業体験・環境学習などの場として役割も期待されています。今後も一定の宅地化が進むと予測されますが、農業と調和した快適な市街地の形成を図るためにその保全を進めます。

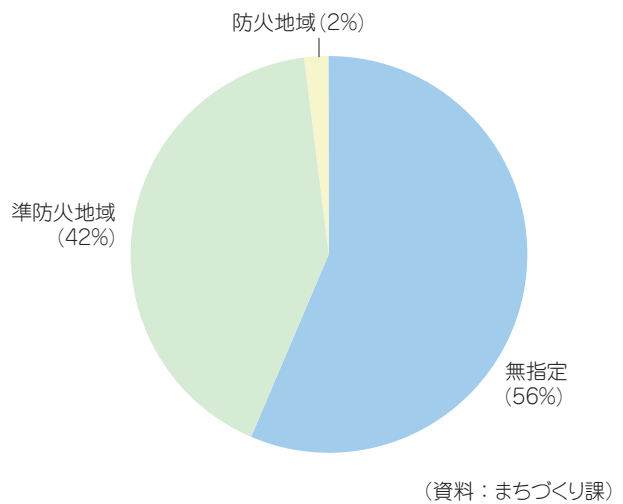


*オープンスペース…公園や広場など、建物などのない空間。

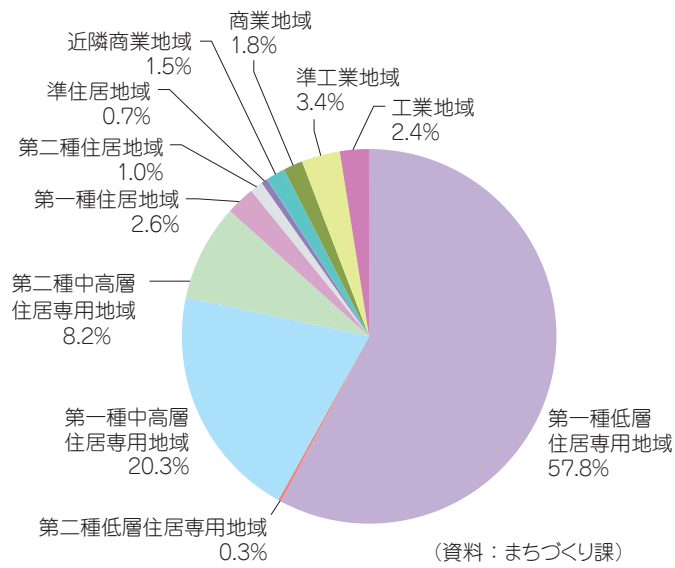
高度地区の割合



防火地域



用途地域面積の割合



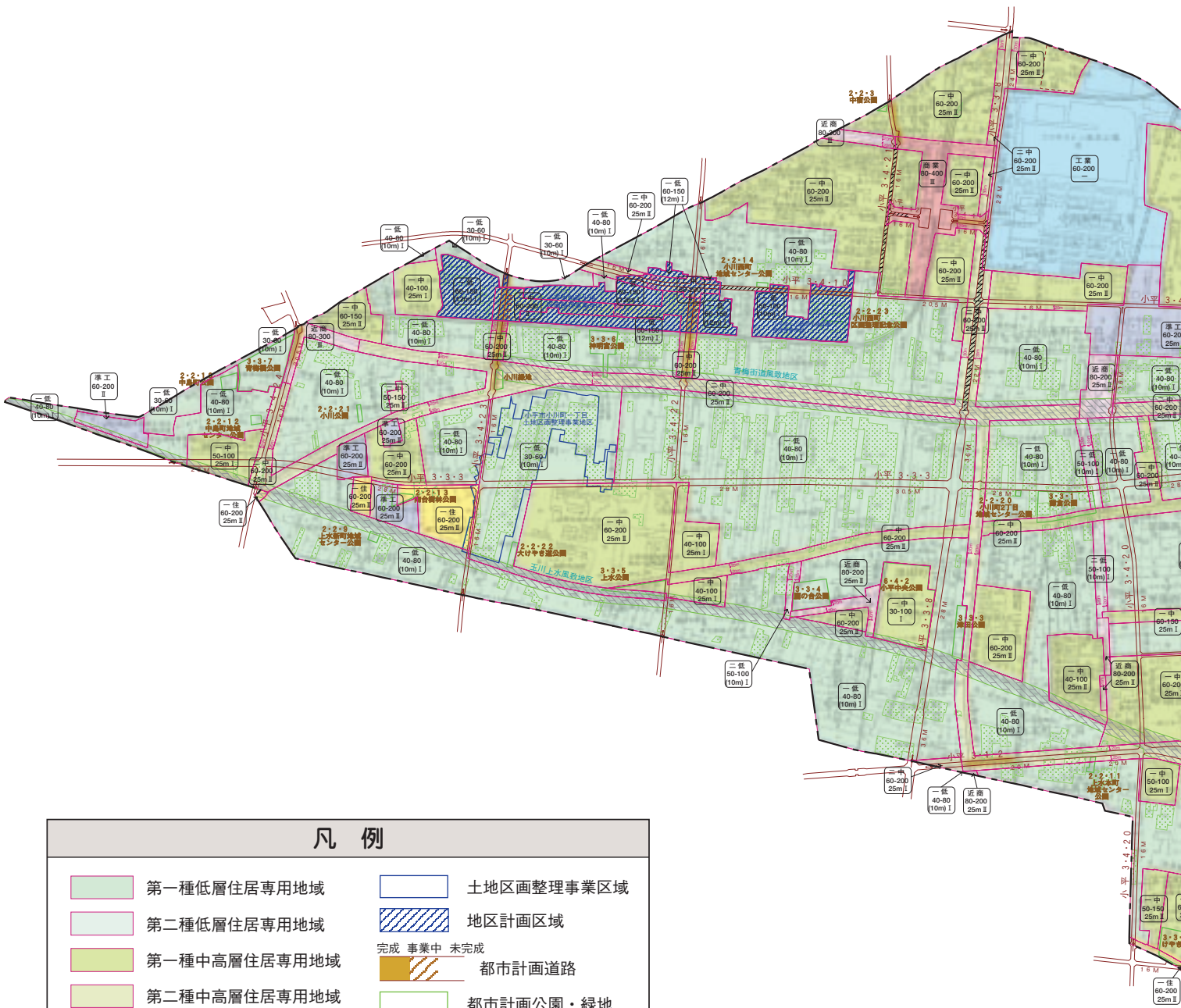
小平市都市計画用途地域面積

(平成 17 年 4 月 1 日告示)

用途地域	面積(ha)	百分率(%)	容積率/建ぺい率	高度地区	面積(ha)	百分率(%)	防火地域・準防火地域
第一種低層住居専用地域	1,182.5	57.8	50/30	1	82.5	4.0	指定なし
			60/30	1	43.2	2.1	
			80/40	1	1,028.4	50.3	
			100/50	1	7.4	0.4	
			150/60	1	21.0	1.0	
第二種低層住居専用地域	5.8	0.3	100/50	1	5.8	0.3	
第一種中高層住居専用地域	414.0	20.3	100/30	1	6.9	0.3	準防火地域
			100/40	25 m 1	24.3	1.2	
			100/40	25 m 2	19.8	1.0	
			100/50	25 m 1	10.9	0.5	
			150/50	25 m 2	4.3	0.2	
			150/60	25 m 1	3.3	0.1	
			150/60	25 m 2	3.5	0.2	
			200/60	25 m 1	11.8	0.6	
			200/60	2	7.4	0.4	
			200/60	25 m 2	319.3	15.6	
300/60	3	2.5	0.2				
第二種中高層住居専用地域	167.9	8.2	150/50	25 m 2	0.5	0.0	
			200/60	25 m 1	0.7	0.0	
			200/60	2	2.2	0.1	
			200/60	25 m 2	164.5	8.1	
第一種住居地域	52.6	2.6	200/60	25 m 2	52.6	2.6	
第二種住居地域	20.4	1.0	200/60	25 m 2	20.4	1.0	
準住居地域	14.3	0.7	200/60	25 m 2	14.3	0.7	
近隣商業地域	31.4	1.5	200/80	25 m 2	24.0	1.1	
			300/80	3	7.4	0.4	
商業地域	37.2	1.8	400/80	3	37.2	1.8	防火地域
準工業地域	69.8	3.4	200/60	2	2.0	0.1	準防火地域
			200/60	25 m 2	67.8	3.3	
工業地域	50.1	2.4	200/60	—	50.1	2.4	
合計	2,046.0	100.0			2,046.0	100.0	

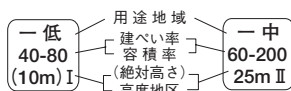
(資料：まちづくり課)

小平都市計画図



凡例

- | | | | |
|--|--------------|--|------------|
| | 第一種低層住居専用地域 | | 土地区画整理事業区域 |
| | 第二種低層住居専用地域 | | 地区計画区域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | | 完成 事業中 未完成 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | | 都市計画道路 |
| | 第一種住居地域 | | 都市計画公園・緑地 |
| | 第二種住居地域 | | 一団地の住宅施設 |
| | 準住居地域 | | 都市計画墓園 |
| | 近隣商業地域 | | 生産緑地地区 |
| | 商業地域 | | 風致地区 |
| | 準工業地域 | | |
| | 工業地域 | | |



※市内で容積率400%の区域は防火地域、100~300%の区域は準防火地域に指定

第2章 21世紀に向けての「3つのちから」と各施策の体系

● 第1節 「3つのちから」の必要性

前期基本計画は、基本構想に掲げる新しい将来都市像を実現するためのものであることはいうまでもありませんが、それとともに、私たち自身が元気なまちを実現していくために、身近な「暮らし」「自然」「ひと」「まち」「都市経営」について、いつも問題意識をもって取組んでいくためのよりどころとなるものです。

「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を実現するためには、私たち一人ひとりの活力、いわゆる「元気」が必要であり、いろいろな分野の「元気」が集まり大きなちからになることによって、いままで成し得なかったようなことも実現できることとなります。こだいらの地域で暮らす人、仕事や学校で市外に出ている人、市外から訪れている人、憩いやみどりを求めて訪れる人など、地域では子どもから高齢者まで、また働いている人や学生など、さまざまな人たちがコミュニケーションやネットワークを生み、広がり共有し生活を営んでいます。その日常のなかで、それぞれの「地域力」「民活力」「行政力」を最大限に発揮して、私たちの元気なまちが実現されていきます。

また、この「元気」を実現させるためには、私たち自身が「いい表情（かお）」を持ち、この地が「いい郷（さと）」であり続け、そして、将来に向かって「いい明日（あした）」を予感させていくことが大切で、これらを基本的な理念として心のなかに持ちつづけていくことが大切です。

私たちがこの気持ちを持ちつづけ、それぞれがその持てるちからを存分に発揮したときに、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」が実現し、私たち一人ひとりがこのこだいらに住んで本当に良かったと実感できることとなります。



● 第2節 「3つのちから」とは

1 地域力 —私たち一人ひとりの地域での「ちから」—

私たち市民一人ひとりの持つ地域における「ちから」であり「活力」です。市民個人がそれぞれの才能を発揮し、自由にネットワークを持ち、また協働しながら、その「力」をみずから高めることができるものです。

2 民活力 —こだいらの地域の経済や社会システムの「ちから」—

私たち地域の持続可能な社会を構築する経済・社会システムの「ちから」です。市内に企業が存在し一定の経済システムやさまざまな社会のしくみが円滑にはたらき、その効果が上がることによって、さらにその「力」を高めることとなります。

3 行政力 —市全体を調整しまとめる行政の「ちから」—

自治体の「ちから」であり、小平市としての「実力」です。今後、自治体の健全な都市経営を行っていく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力量です。さらに、「地域力」と「民活力」の間を調整しまとめる、いわば「プロデューサー」としての役割もあわせて持つものです。

● 第3節 施策の体系を実現するために

前期基本計画の施策の体系は、「暮らし」「自然」「ひと」「まち」「都市経営」の5つの分野で構成されています。

そしてこれらの施策の体系に含まれているそれぞれの項目の事業を展開していくために必要なものが、「地域力」「民活力」「行政力」です。例えば、「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれた「小平グリーンロード」は、こだいらのみどりを象徴し、また憩いの場であり観光資源でもあります。この「小平グリーンロード」をきっかけに、地域の特産品や農産物などの販売、季節ごとのイベントの開催など、たくさんの「地域力」が結実しています。

また地域の子育てやお年寄りへの援助、地域ぐるみの安心・安全への取組みも「地域力」の大きなちからです。一方、幹線道路や駅前などの拠点整備を進めるなかで、市内の商店街や工場が一定の収益を上げ発展をしていくことは、「民活力」を大きく前進させています。

そしてそれぞれのちからがその目的に向かって進んでいくなかで、その持てるちからの起動力や推進力となり、時にはそれぞれの持てるちから以上のものを引き出していくものが「行政力」となります。

現在では、市民参加や市民協働が市の事業のなかでたくさん見られるようになり、その成果も着実に上がってきています。ひとつひとつのことを成し遂げていくためにはいろいろな考え方があることを認めあい、より多くの人の福祉の向上につなげていくことが大切です。最近では市民と行政の境界もいろいろな意味で曖昧になってきており、市民一人ひとりに求められているもの、行政に求められているものも大きく様変わりしてきています。

今後の10年間のなかで、多くの市民の福祉につながる事業を実現し、市民生活を豊かなものにするために、また市民一人ひとりが今まで以上に「進歩」し、「変化」し、そして「元気」になるためには、「地域力」「民活力」「行政力」の3つのちからが必要であり、この3つのちからがひとつになったときに、躍動がかたちとなり進化したまち「こだいら」が実現することになります。



こだいら 21 世紀構想のイメージ

こだいらの将来都市像

躍動をかたちに 進化するまち こだいら

元気

変化

進歩



第3章 基本的な施策の体系

躍動をかたちに
進化するまち
こたいら

5つの将来都市像 施策の体系(大項目)

安全・安心で、いきいきとしたまち
— 地域・安全・生活・文化 —

安全・安心で、いきいきとしたまちをめざして
— 地域・安全・生活・文化 —

快適で、ほんわかとするまち
— 緑・水・環境 —

快適で、ほんわかとするまちをめざして
— 緑・水・環境 —

健康で、はつらつとしたまち
— 次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習 —

健康で、はつらつとしたまちをめざして
— 次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習 —

住みやすく、希望のあるまち
— 都市基盤・交通・産業 —

住みやすく、希望のあるまちをめざして
— 都市基盤・交通・産業 —

健全で、進化するまち
— 地方自治・行財政 —

健全で、進化するまちをめざして
— 地方自治・行財政 —

中項目

小項目

地域社会における新たな関係をめざす。
(地域社会)

地域活動・参加と協働
地域の拠点

安全で安心できるまちをめざす。
(安全・安心)

防 犯
防 災

より充実した市民生活をめざす。
(生 活)

くらしの相談
情報提供の充実

新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。
(文 化)

新しい文化の創造・発信
歴 史

貴重な緑を生み出す。
(緑)

公園と緑
公共の緑

水環境の再生をめざす。
(水)

水循環の形成
水辺環境の再生

地球環境を視野に入れる。
(環 境)

地球環境への配慮
資源循環のまちづくり

次世代のすこやかな育成や
多様な生き方を支援する。
(次世代育成)

子育て支援
保育サービス
多様な生き方の尊重

健康で快適な生き方を支援し、
自由で自立した生活の向上をめざす。
(健康福祉)

健康づくり
高齢者福祉
障がい者福祉
社会保障

学力の向上と地域の連携を実現する。
(教 育)

小・中学校
家庭・地域の教育
幼児教育

だれもがいきいきと学び
豊かな心を育むまちをめざす。
(生涯学習)

生涯学習の推進
図書館サービス
生涯スポーツの推進

快適なまちを実現する。
(都市基盤)

快適な都市
市街地の整備
道路の整備

通行しやすく便利なまちをめざす。
(交 通)

交通網
交通安全

活力ある産業の展開をめざす。
(産 業)

商 工 業
都市農業

新しい地方自治を推進する。
(地方自治)

分権型社会における自治体
情報公開

健全な行財政運営を実現する。
(行財政)

行政サービス
財政運営
行財政改革
公 務

〈基本構想を実現するために〉

明日へ続く「3つのちから」 まず、みんなが元気になる いろいろな側面をもつ「行政力」 地方分権時代にふさわしい行政スタイルへ

